

事 件 議 決

議案第59号	山陽本線小野田構内櫛山こ線橋架替工事の委託契約の締結について……………	123
議案第60号	県道徳山本郷線道路改良工事の請負契約の一部を変更することについて……………	125
議案第61号	財産の譲与について……………	127
議案第62号	包括外部監査契約の締結について……………	129
議案第63号	公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて……………	131

議案第59号

山陽本線小野田構内櫛山こ線橋架替工事の委託契約の締結について

下記のとおり工事の委託契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和6年2月27日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 山陽本線小野田構内櫛山こ線橋架替工事 |
| 2 工事場所 | 山陽小野田市大字東高泊字西一ノ割地内 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 金672,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市北区芝田2丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社 |

議案第60号

県道徳山本郷線道路改良工事の請負契約の一部を変更することについて

令和4年11月県議会の議決を経て締結した県道徳山本郷線道路改良工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和6年2月27日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

契約金額「金866,657,000円」を「金897,430,600円」とする。

議案第61号

財 産 の 譲 与 に つ い て

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めます。

令和6年2月27日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

記

- 1 種 類 工 作 物
- 2 所在、種目、構造、数量、評価額等

所 在	種 目	構 造 及 び 数 量	評 価 額	備 考
岩国市新港町4丁目3916番3地先から同市新港町3丁目4001番1地先までの間	橋 り よ う	コンクリート構造 長さ 20.7メートル 幅 9.5メートル	千円 16,724	岩国港の用に供していた工作物

- 3 譲与の相手方 国
- 4 譲与の理由 譲受人をして当該工作物を岩国港装束～室の木地区臨港道路整備事業の用に供させるため

議案第62号

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項第1号の規定により、県議会の議決を求めます。

令和6年2月27日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 契約の期間の始期 | 令和6年4月1日 |
| 2 契約金額 | 14,900,000円を上限とする額 |
| 3 契約の相手方 | 山陽小野田市大字東高泊412番地1
村田治子 |

議案第63号

公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて

下記のとおり公立大学法人山口県立大学がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可をすることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和6年2月27日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

公立大学法人山口県立大学がその業務に関して徴収する料金の上限

名 称	区 分	単 位	金 額
授 業 料	学生	1年につき	589,000円
	研究生	1年につき	392,000円
	学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1の課程につき	589,000円
	科目等履修生	履修1単位につき	16,200円

公立大学法人山口県立大学の料金の上限の変更の認可をすることについて

科目等履修料	聴講生		履修1単位につき	16,200円
	入学試験料	学部の学生	1件につき	19,000円
別科の学生		1件につき	20,000円	
大学院の学生		1件につき	34,000円	
科目等履修生		1件につき	11,000円	
研究生		1件につき	11,000円	
学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者		1件につき	19,000円	
入学料	県内生	学部の学生	1件につき	155,000円
		別科の学生	1件につき	93,000円
		大学院の学生	1件につき	310,000円
		科目等履修生	1件につき	15,500円
		研究生	1件につき	46,500円
		学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1件につき	38,800円
			学部の学生	1件につき
	別科の学生		1件につき	186,000円
	大学院の学生		1件につき	310,000円

	県内生以外の者	科目等履修生	1件につき	31,000円
		研究生	1件につき	93,000円
		学生以外の者を対象とした特別の課程を履修する者	1件につき	77,600円
講習料			1時間につき	1,500円
面接相談料			1回につき	5,000円
<p>備考</p> <p>「県内生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 入学の日の1年以上前から引き続き県内に住所を有する者</p> <p>(2) 入学の日の1年以上前から引き続き県内に配偶者又は1親等の親族が住所を有する者</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者</p>				